

●香川県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成22年 5月1日	在宅総合ケアセンタ ーほがらか 善通寺市上吉田町5 丁目1番23号	ヘルパースステーショ ンほがらか 善通寺市上吉田町6 丁目8番9号	香川医療生活協同組合 高松市栗林町1丁目3番24 号	訪問介護
平成25年 6月1日	ケアステーション讃 の空 丸亀市川西町北字七 条2103番地1	ケアステーション讃 の空 丸亀市川西町北2102 番地1	株式会社そら 丸亀市川西町北2102番地1	訪問介護 介護予防訪 問介護